令和　　年　　月　　日

指導教員

所　　属：帯広畜産大学

氏　　名：　　　　　　　　　　　　　　殿

学生

所　　　 属：

氏名（自筆）：　　　　　　　　　　印

秘密保持等に関する同意書

私は、国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）に所属する指導教員によって推進される共同研究（以下「共同研究」という。）に参加するにあたり、下記事項を遵守することに同意いたします。

記

１．共同研究の研究分担者として参加すること。

２．秘密保持について以下の例を理解し、共同研究に関するいかなる秘密についても保持すること。

《共同研究契約書において定められる秘密保持条項の例》

|  |
| --- |
| 第**●**条　甲及び乙は、本共同研究において開示された資料、情報及び成果並びに本契約に関連して知り得た技術上並びに営業上の一切の秘密を保持するよう万全の措置を講ずるものとし、事前に文書により相手方の同意を得ている場合を除き、これらの秘密を第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。  　一　既に公知の事実の資料又は情報であるもの  　二　甲又は乙が相手方から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した資料又は情報であるもの  　三　甲又は乙が相手方から資料又は情報を入手した時点で既に正当に保有していた資料又は情報であるもの  　四　甲又は乙が相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの  　五　甲が資料又は情報を秘密として扱うことが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるもの  ２　甲は、前項第五号に該当する資料又は情報を公開しようとする時は、その理由を文書により乙に事前に通知するものとする。  ３　第１項に規定する第三者には、本共同研究の実施及び本契約の締結に関連する者（以下「関連者」という。）以外の甲及び乙に属する者も含むものとする。関連者の範囲等については、甲と乙が協議の上決定するものとする。 |

３．共同研究の成果として発明等の知的財産を創出した場合において、機構が当該知的財産の承継を決定した場合には、指導教員とともに当該知的財産を機構に譲渡すること。

　　＊北海道国立大学機構における出願補償金等に関する実施細則に基づき、機構が発明者に対し補償金を支払います。